

次期基本計画における測量行政分野の考え方

第I部 地理空間情報活用推進に関する施策についての基本方針

1 これまでの基本計画

政府は、地理空間情報活用推進基本法第9条に基づき、最初の基本計画を平成20（2008）年4月に閣議決定して以来、地理空間情報の活用推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきた。

- 第1期基本計画（平成20年4月～平成24年3月）

地理空間情報の整備・提供・流通に関する仕組みや技術の確立を方針として、電子地図上の位置の基準として基本法に定められた「基盤地図情報」の整備、地理空間情報の提供・流通を円滑に進めていくためのルール策定、準天頂衛星「みちびき」初号機の打ち上げによる我が国の衛星測位の高度な技術基盤の確立、G空間 EXPO の開催をはじめとした産学官連携の強化など、地理空間情報活用の基礎を構築するための取組を実施した。

- 第2期基本計画（平成24年4月～平成29年3月）

平成23（2011）年3月の東日本大震災の経験により明らかになった様々な課題を踏まえ、今後の災害対応や復興に役立つ地理空間情報の整備を進めた。また、測量技術や情報通信技術の進展など、社会情勢の変化に対応しながら地理空間情報の社会へのより深い浸透と定着を目指し、これまで進めてきたGISや衛星測位に係る基盤整備を継続しながら、国自らの公共政策、行政事務へのGIS活用、衛星測位の積極的活用及び地理空間情報の相互利用の推進に取り組んだ。

- 第3期基本計画（平成29年4月～令和4年3月）

基盤地図情報や準天頂衛星システムによる日本独自の測位基盤を活用し、利用価値が高い地理空間情報をIoT・ビッグデータ・AI等の先進技術を利用することで、様々な社会課題の解決や新産業・新サービスの創出を目指した。また、自動走行システム、i-Construction、スマート農林業、電子基準点の海外展開などの主な取組をシンボルプロジェクトに設定し、重点的に社会実装に向けて進めてきた。

このように、第3期基本計画では、それまでの基盤整備フェーズから社会実装フェーズに移ってきている。

2 地理空間情報を取り巻く状況

- 新型コロナへの対応・デジタル社会

2019年末に発生した新型コロナウイルス（COVID-19）は、2020年初頭には全世界に拡大し多大な影響を及ぼし続けている。我が国では、感染防止と社会活動を両立させるため、非接触型の社会である「新たな日常」に向け、暮らしや働き方など社会システム全体の変革が求められている。とりわけ、新型コロナウイルスの感染拡大で人々の往来が制限される中、テレワークやオ

オンライン授業など ICT を活用した非接触型の日常が普通となり、デジタル社会の実現に向けた取組が一気に進んだ。

一方で、このように社会システムの変革が急激に行われたことで、国民一人一人の日常生活に必要なサービスを支える行政のデジタル化やデータの利活用環境が十分でないなど、デジタル社会に向けた課題も顕在化してきた。デジタル社会に向けた流れは、従来から行われてきた Society5.0 (フィジカル空間とサイバー空間を高度に融合させたシステム (デジタルツイン) により、経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会) や DX (デジタルトランスフォーメーション) が導く姿を実現していくことと合致する。デジタル社会を実現し「新たな日常」を定着させるためには、これらの取組を加速する必要がある。

政府は、これまでの課題を解決し社会のデジタル化を強力に進めるため、デジタル庁を設置し、社会の基本となるデータベースとしてベース・レジストリを整備するとともに、データ流通に係る連携基盤やルール等の整備といった取組を進めている。特にベース・レジストリでは、地図や住所を含め多くの地理空間情報が想定されている。

また、これまでの新型コロナウイルスへの対応においては、パーソナルデータなどビッグデータを利用した混雑マップや GIS による感染拡大分析が注目されるなど、地理空間情報がデジタル社会において社会課題を解決していくためのインフラとして、その重要性や可能性が再認識されている。

● 激甚化・頻発化する自然災害

近年の気候変動の影響で気象災害は激甚化・頻発化し、全国各地で毎年大きな被害が発生している。さらに、南海トラフ地震や首都直下地震の発生も切迫しており、同時多発的に発生する自然災害、未知の感染症拡大下の自然災害やマルチハザードなどを想定した対策が求められている。

こうした状況の中、政府は大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりを推進するため、平成 30 (2018) 年に「国土強靱化基本計画」を改訂した。令和 2 (2020) 年にはデジタル技術の活用等取組の加速化・深化を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」を策定し、重点的・集中的に対策を進めている。

また、政府の地理空間情報活用推進会議では、令和 2 (2020) 年に関係府省の取組を有機的に連携させる「統合型 G 空間防災・減災システム」の構築の取組を開始し、関係機関の連携による早期の被災状況把握と迅速な情報共有・伝達を図るなど、地理空間情報技術の社会実装を進めている。

● 地理教育・人材育成

次期学習指導要領では、令和 4 (2022) 年度から高等学校において「地理総合」が順次必修化されることをはじめ、小・中・高校の各段階において防災や地域・地球的課題に対する取組への理解や地図・地理空間情報を用いて地理的な情報を調べまとめる技能の習得など、地理教育の充実・強化が示されている。また、令和 2 (2020) 年度中には全ての小・中・高校・特別支援学校等で高速大容量の通信ネットワーク環境、小・中学校で 1 人 1 台 PC 端末環境が整備されるなど、GIGA スクール構想の実現に向けた取組が進んでいる。

さらに、令和 6(2024)年度からデジタル教科書の本格運用が検討されていること、令和 7(2025)年から大学入学共通テストに教科「情報」の追加が検討されていることなど、学校における地理教育や GIS 教育の環境は大きく変わってきている。

測量業界においては、測量技術者不足と高齢化が進んでおり、将来の測量や地図整備を支える人材を育成・確保することが求められている。また、地理空間情報分野において日進月歩で進化する技術やサービスを取り入れていくためには、幅広い分野を専門とする人材の育成・確保が急務である。これまで、様々な分野に地理空間情報の活用が拡大してきたが、今後さらなる社会実装を効果的に進めていくためには、サービス提供者や利用者など利用場面に応じた地理空間情報リテラシーの向上を図る必要がある。

● 国際・海外

国土地理院が政府代表団として出席し、災害作業部会の共同議長国として活動している UN-GGIM（国連地球規模の地理空間情報管理に関する専門家委員会）では、地球規模の測地基準座標系（GGRF）の取組を推進している。また、従来の NSDI（国家空間データ基盤）の考え方を拡張し、地理空間情報の管理および関連リソースの開発、統合、強化するための指針を示した統合地理空間情報枠組（IGIF : Integrated Geospatial Information Framework）の作成が進んでいる。

政府は、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を令和元（2019）年に改定し、関係府省庁が一体となり、あらゆる分野のステークホルダーとの協同的なパートナーシップによる一層本格的な行動の加速・拡大により、国内外における SDGs の実現に取り組んでいくことを明記した。さらに、令和 2（2020）年に決定した「SDGs アクションプラン 2021」には、地理空間情報に関する取組として、「GGRF の普及」や、国連イニシアティブや国連専門家委員会、地方公共団体との連携や産学官連携を含む国内外のパートナーシップを通じて、防災など多分野での地理空間情報の利活用を推進する「地理空間情報によるパートナーシップの推進」が記載された。

● 民間における活用拡大

民間企業による高精度測位サービスが開始され、このサービスを活用した建機や農機の自動走行、物流などの進展が期待されている。また、デジタルプラットフォームによる位置情報（パーソナルデータ、ビッグデータ）の利用が様々な分野に拡大しており、自動で収集される大量のリアルタイムデータを含め、AI などを使って有効に活用していくことにより、今後新しいサービスやビジネスが創出される可能性がある。

一方、個人情報やプライバシーの保護、データ提供者の方針次第で利用条件が変わる可能性が危惧されるなどの課題もあり、これらのデータを保有する巨大 IT 企業を規制する動きもでてきた。

● 科学技術・イノベーション政策、宇宙政策、海洋政策

平成 28（2016）年に策定された第 5 期科学技術基本計画では、ICT を最大限に活用し、産業構造のみならず、国民にとって豊かで質の高い生活の実現の原動力にするべく、サイバー空間（仮

想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会「Society5.0」を提唱した。令和3(2021)年度からの第6期科学技術・イノベーション基本計画では、新型コロナウイルスによる影響を含む、生活スタイルや産業構造などの国内外の情勢変化を踏まえ、社会の変革を断行しなければならないという強い意識を持って、Society5.0を具体化していくこととしている。

また、令和2(2020)年に改定された宇宙基本計画では、「宇宙活動の自立性を支える産業・科学技術基盤を強化し、宇宙利用を拡大することで、基盤強化と利用拡大の好循環を実現する、自立した宇宙利用大国となることを目指す」ことを目標に、大規模災害への対応やインフラ維持管理の貢献、衛星データの利用拡大、地理空間情報の利用環境整備など、宇宙政策の強化を掲げている。衛星については、準天頂衛星システム(みちびき)が令和5(2023)年度をめどに持続測位が可能となる7機体制を確立する予定である。さらに、先進光学衛星(ALOS-3)は令和3(2021)年度、先進レーダ衛星(ALOS-4)は令和4(2022)年度の打上げを予定しており、各後継機の検討開発も進めていく予定である。

近年、我が国の海洋を取りまく状況は、安全保障上の情勢変化、海洋資源開発や海洋エネルギー開発への期待の増幅、海洋環境の保全に対する関心の高まりなどが大きく変化している。平成30(2018)年に策定された第3期海洋基本計画では、「新たな海洋立国への挑戦」を政策の方向性として位置づけ、施策の基本的な方針として、総合的な海洋の安全保障、海洋の産業利用の促進、海洋環境の維持・保全、科学的知見の充実、国際連携・国際協力、海洋人材の育成と国民の理解の増進などが示されている。

3 次期基本計画の方向性

国内外の社会情勢の変化で顕在化した社会課題に対して、地理空間情報を活用して解決を図り、地理空間情報高度活用社会(G空間社会)を実現するため、次期基本計画の方向性は次のとおり考えるものとする。

(1) 全体指針 ※内閣官房検討会より

- 地理空間情報のリ・ブランディング

過去を静的なデータで分析する伝統的な地理空間情報を、動的でオープンなデータも活用して未来をシミュレーションし、社会課題を解決していく、次世代の社会インフラとして再定義し、ブランドイメージを刷新する。

- 地理空間情報のエコシステム構築

地理空間情報の活用が、政府の適切な支援とリードによって、民間を中心に自走できるユースケースを描き、エコシステムの構築をめざす。

(2) 取り組むべき重点課題 ※内閣官房検討会より

- 自然災害・環境問題への対応

地球温暖化の影響などによる激甚化・頻発化する水害、土砂災害、南海トラフ巨大地震のリス

クへの対応など、統合型G空間防災・減災システムを中心とした災害に強い社会づくりや、カーボンニュートラルへの取組など環境問題の解決に貢献する。

- **産業・経済の活性化**

第一次産業、第二次産業の人手不足、効率化・生産性向上の必要性、第三次産業の国際競争力強化へ対応するため、i-Construction、スマート農林業、測位サービスの海外展開など、産業・経済の活性化につながる課題解決に貢献する。

- **豊かな暮らしへの貢献**

「新しい日常」や高齢化社会に対応したまちづくりなどに対応するため、人流データを利用した「新しい日常」を支援するサービス、自動運転、物流交通システム、スマートシティなど、豊かな暮らしにつながる課題解決に貢献する。

- **人材育成・交流支援**

地理空間情報を活用できる人材を育成確保するとともに、国民全体の地理空間情報リテラシー向上に貢献する。

(3) 測量行政分野の方向性

- **次世代の社会インフラとしての基盤環境の整備**

リ・ブランディングやエコシステムの構築には、社会状況やニーズに合わせて基盤環境を提供していくことが必要不可欠である。地理空間情報が次世代の社会インフラとして有効に利活用できるよう、産学官や地理空間情報に関連する各種プラットフォームなどとの連携も活用し、誰もが安心して信頼できる測位環境や最新のニーズに対応した地図利用環境を整備する。

- **新しい測量地図技術を活用した社会課題解決への貢献**

測量技術、地図技術、調査技術など、測量分野の最新の機材・技術・データを活用し、社会課題の解決に貢献する。

第Ⅱ部 測量行政分野における具体的施策

1 主なポイント

- **基本となるルール整備**
国際基準に基づいた日本の位置の基準・共通ルールの適切な維持管理、社会への浸透を図る。
- **測位環境の整備**
高精度な測位サービスを誰もが安心して利用できる環境を提供する。
- **地図利用環境の整備**
社会の基本となる最新かつ正確な地図情報を整備・高度化し、誰もが利用できる環境を提供する。
- **自然災害への対応**
最新の測量技術や調査技術などを活用し、地震災害・津波災害・風水害・火山災害及びそれらの複合災害等において被災状況を迅速に把握して提供する。
- **産業・経済の活性化**
日本の優れたG空間インフラや測量技術の海外展開を進める。
- **豊かな暮らしへの貢献**
「新しい日常」や豊かな暮らしの実現に貢献する地図利用環境を提供する。
- **人材育成への貢献**
地理空間情報を適切に利活用できる人材の育成を支援する。

2 具体的施策

2.1 基盤環境の整備

(1) 基本となるルールの整備

- **国家座標**

【国家座標の浸透】

様々な高精度測位サービスを利用する際に、位置の基準がサービスや地図により異なると、同じ地点が一致せず混乱が生じる。誰もが安心して高精度な測位サービスを利用できるよう、国際基準に基づいた日本の位置の基準・共通ルールである「国家座標」の浸透を図る。

- **最新技術に対応した規程類の整備・普及**

【マニュアルや規程類の整備】

三次元データの取得など最新の測量技術を適切に活用できるよう、技術動向に対応したマニュアルや規程類を整備し、国や地方公共団体が行う公共測量の品質確保や生産性向上を図る。

【指導・助言等を通じた技術的支援】

測量計画機関から提出される公共測量実施計画書への指導・助言等の技術的支援や、提出された成果の審査等を通じ、測量の正確さの確保及び重複の排除に取り組む。

【利活用促進のためのルール整備】

地理空間情報の整備・流通・利活用の促進を図るため、地理空間情報の高度化や利用者ニーズの多様化に応じて、必要な基準やルールの整備に取り組む。

(2) 測位環境の整備

● 最新の観測に基づく位置の基準の維持管理

【地球規模の測地基準座標系（GGRF）の実現】

地球における位置の基準である「地球規模の測地基準座標系(GGRF)」の実現・維持のため、国際連合、国際測地学協会（IAG）、国際測量者連盟（FIG）等、関連機関との連携・協力を進める。

【VLBI 観測の推進】

地球の形状を測り位置の基準を決定するため、世界各国と連携しながら継続的に VLBI 観測を実施する。これに基づき国内の測地基準点の位置を決定し、国際的に整合のとれた位置の基準を全国どこでも利用できる環境を提供していく。

【GNSS 連続観測システムの確実な運用】

GPS や準天頂衛星など測位衛星（GNSS）を利用した高精度で効率的な測量、位置情報サービスの支援、地殻変動把握等のため、全国の電子基準点で受信した観測データの収集・解析・提供を行う。

また、電子基準点網の安定的な運用のため、適切かつ計画的な維持管理の実施や耐災害性の強化を進め、位置情報インフラとしての強靱化を図るとともに、電子基準点網を用いた地殻変動把握の高度化と情報提供の迅速化を進める。

さらに、国際 GNSS 事業に参加することで、測位衛星の精密軌道情報の作成に寄与する。

【民間等電子基準点の活用推進】

民間企業等が設置した GNSS 連続観測局の性能評価及び登録を推進し、民間等電子基準点として用途に応じた適正な利用、測量の正確さの確保を図り、地理空間情報の活用拡大や災害対応に寄与する。

【離島の基準点整備】

国土全域で正確な位置情報基盤を提供するとともに、領土・領海を正確に明示するため、排他的経済水域（EEZ）及び領海の範囲を決定する離島について、三角点の新設及び改測を行い、離島に関する基本的情報を整備する。

【測量技術の高度化】

社会情勢の変化・技術の進歩を踏まえ、オープンイノベーションなどを活用しつつ継続的に測量技術の開発を行う。特に、地震や火山噴火などによる地表の変形を迅速に把握し、これを考慮して位置情報を正確に管理するため、宇宙測地技術の高度化に関する研究を行う。

- **新たな標高体系の整備**

- 【**新たな標高基準の整備**】

- 全球測位衛星システム（GNSS）でより高精度な標高が取得できる環境を提供し、測定の効率化、位置情報サービスの利便性向上を図るため、航空重力測量を実施して精密ジオイドを整備する。

- **地殻変動補正の整備と普及**

- 【**地殻変動補正の整備と普及**】

- 地殻変動が激しい日本において高精度な位置情報サービスを安心して利用できる環境を提供するため、「地図上の位置」と衛星測位による「現在の位置」との間のズレを補正する地殻変動補正システムを整備し普及を図る。また、地殻変動補正への先進レーダ衛星（ALOS-4）の活用検討を進め、同システムの信頼性向上に取り組む。

(3) 地図利用環境の整備

- **社会の基盤となる最新かつ正確な地図の整備**

- 【**電子国土基本図の整備**】

- 誰もが利用できる基本的な地図情報として、最新の国土の状況や我が国の領土を正確に表す電子国土基本図及び基盤地図情報を継続的に整備・更新・提供する。

- 【**空中写真・正射画像の整備**】

- 最新の国土の状況や変化を把握し、災害発生時の速やかな被災箇所特定にも利用できる空中写真及び正射画像を継続的に整備・更新・提供をする。

- 【**標高データの整備**】

- デジタル社会に向け利用が拡大している高精度標高データの提供・流通を推進するため、公共測量等で実施される航空レーザ測量による3次元点群データを集約して、国家座標に基づく統一した規格の標高データを整備・提供する。

- 【**多言語地図整備**】

- 訪日外国人旅行者の円滑な移動と安心・快適に滞在できる環境を整備するため、外国人にわかりやすい地図の整備を進める。

- 【**電子国土基本図の効率的な更新手法の開発**】

- 電子国土基本図を迅速に更新するため、先進光学衛星（ALOS-3）等で撮影した画像から変化部を効率的に抽出して更新する手法の開発を行う。

- 【**AIを活用した地図情報抽出手法の開発**】

- 空中写真、衛星画像、各種センサ情報から、地図情報を自動的に抽出する技術を開発するとと

もに、抽出結果を用いたデータベースの構築に関する研究を行う。

- **社会の基盤となる地図の精緻化及び3次元化**

- 【電子国土基本図の精緻化・3次元化】

- 社会のニーズを踏まえ、高精度で最新の電子国土基本図を提供するため、関係機関との連携・協力により公共測量成果等の高精度の地理空間情報を収集・活用し、電子国土基本図の精緻化及び3次元化への対応を進める。

- **社会の基盤となる位置情報の整備**

- 【地名情報整備】

- 全国の居住地名や自然地名などの地名情報を継続的に整備・更新・提供する。また、防災分野でニーズが高い公共施設に関する位置情報を拡充し提供する。

- **利用環境の整備**

- 【ウェブ地図技術による地理空間情報の提供】

- 電子国土基本図をはじめとした国土の基本となる様々な地理空間情報を、インターネットを通して地理院地図で継続的に提供する。あわせて、より軽量でウェブ地図利用に適したベクトル形式でのデータ提供に関する取組を加速させる。

- 【地理空間情報ライブラリー活用推進】

- 国・地方公共団体などがこれまでに整備した地図や空中写真などの測量成果の流通・利活用を推進するため、これらを検索・入手・利用できる地理空間情報ライブラリーを継続的に運用する。

- 【3次元点群データの流通】

- デジタル社会に向け多様な分野で活用が期待される3次元点群データの利用を推進するため、航空レーザ測量成果などの公共測量成果を流通させる仕組みを構築する。

2.2 社会課題の解決への貢献

(1) 自然災害・環境問題への対応

- **防災に役立つ地理空間情報の整備・提供**

- 【防災地理情報の整備範囲拡大】

- 地震をはじめとする各種災害に関するリスク情報を提供するため、土地の自然条件に関する地形を分類した自然災害基礎情報、活断層の位置を表わした全国活断層帯情報等の地形特性情報及び災害履歴情報である自然災害伝承碑の位置情報を整備する。

- 【防災に役立つコンテンツの作成・提供】

- 防災・減災に役立つ地理空間情報の理解と効果的な利活用を促進するため、地域の土地の成り立ちや性質と過去の災害情報を組み合わせ、その関係を分かりやすく解説したコンテンツを作成

して提供する。

【干渉 SAR による地盤変動監視】

国土の変動を面的に把握するため、陸域観測技術衛星 2 号 (ALOS-2) 及び先進レーダ衛星 (ALOS-4) を活用して監視を行い、変動情報を関係機関に提供する。

● 被災状況の迅速な把握・提供

【SGDAS の高度化】

地震発生時の初動対応を支援するため、地震発生直後に地盤災害 (斜面災害、液状化) の発生位置と規模を推計するシステム (SGDAS) について、降雨の影響や地盤災害のメカニズムなど最新の知見を考慮して高度化したシステムを開発する。

【浸水状況の把握】

大規模浸水発生時に関係機関による孤立者救助や排水作業などに役立てるため、標高データ、被災状況を示す SNS 情報及び空中写真などを活用して、浸水範囲や深さが一目でわかる浸水推定図を迅速に作成して提供する。

【被災状況 3 次元データ取得】

地震災害・津波災害・風水害・火山災害等大規模災害発災時における被災状況把握の迅速化のため、空中写真と 3 次元データを同時取得できるようにするなど、災害対応能力を強化する。

【災害対応情報の共有】

広域災害や複合災害を含め被害情報をわかりやすく視覚化し、地理院地図等を通して災害対応情報を速やかに発信する。また、基準点の復旧測量やその改定成果を計画的に公開し、被災後の復旧・復興期において関係行政機関等に迅速に共有する。

(2) 豊かな暮らしへの貢献

【利活用促進のためのルール整備】 (再掲)

地理空間情報の整備・流通・利活用の促進を図るため、地理空間情報の高度化や利用者ニーズの多様化に応じて、必要な基準やルールの整備に取り組む。

【多言語地図整備】 (再掲)

訪日外国人旅行者の円滑な移動と安心・快適に滞在できる環境を整備するため、外国人にわかりやすい地図の整備を進める。

【地理空間情報ライブラリー活用推進】 (再掲)

国・地方公共団体などが整備した地図などの測量成果の流通・利活用を推進するため、これらを検索・入手・利用できる地理空間情報ライブラリーを継続的に運用する。

(3) 産業・経済の活性化

- 高精度測位技術の海外展開

- 【高精度測位技術の海外展開】

- 日本の優れた測量技術を海外展開し、様々な高精度測位を用いたアプリケーションを展開・普及できる環境を整備するため、開発途上国を対象に、電子基準点網をはじめとする「G空間インフラ」の構築・運用に関する技術支援、技術協力を行う。

- 国際協力・国際連携の推進

- 【地理空間情報によるパートナーシップ】

- 国連イニシアティブや国連専門家委員会、地方公共団体との連携や産学官連携を含む国内外のパートナーシップを通じて、防災など多分野での地理空間情報の利活用を推進する。

- 【開発途上国への支援・協力】

- 国連総会で採択された地球上の正確な位置の基準「地球規模の測地基準座標系(GGRF)」に基づき、開発途上国における測地基準座標系の構築・維持管理に関する技術支援・技術協力など、世界各国と連携して GGRF の維持・普及に向けた取組を進め、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献する。

- 【アジア太平洋地域における位置の基盤整備の推進】

- 日本国内の電子基準点の観測データを継続的に提供することで、アジア太平洋地域の測地基準座標系の基盤強化を支援するとともに、より堅固なグローバルな位置の基準の実現に貢献する。

- 国際標準化への参画

- 【国際標準化への参画】

- 地理空間情報に関する国際標準化に参画するとともに、国際規格に整合した国内規格の検討及び整備を行う。

(4) 人材育成・交流支援

- 地理空間情報リテラシーの向上

- 【地理教育への支援】

- 地理教育必修化や GIGA スクール構想など変革される教育現場を支援するため、地理教育の基本となる国土や地域の姿を表した地図や、その理解を補助する教育支援コンテンツの作成・提供を進めるとともに、普及を図る。

- 【防災教育への支援】

- 災害の危険性を知り災害に備える観点から防災教育を支援するため、地形や土地の高低を表す地図や災害履歴情報などの防災・減災に役立つ地理空間情報を活用した教育・啓発コンテンツを作成・提供する。また、セミナーなどを通じて広報・啓発を行い、地域の防災力向上を図る。

【教育関係者への支援】

地理教育や防災教育への支援を効果的に行うため、教育現場や教科書出版社の担当者を対象に、教育支援コンテンツの解説や最新の情報を紹介するセミナー開催などの支援を継続して行う。

【多様な人材の確保】

高精度な地理空間情報の整備やこれを利用した様々なサービスの創出を担う技術者を確保するため、産学官の関係者で、地理空間情報や技術に関する仕事や魅力を広く広報し、社会に発信する。

【測量技術者の育成】

最新の測量技術やツールを適切に利活用できる技術者を育成するため、測量士・士補試験を通じた知識の普及を図るほか、社会状況やニーズに応じた測量技術者育成に必要な方策を実施する。

【公共測量・地方公共団体等への技術支援】

国や地方公共団体の測量や地理空間情報に関するリテラシー向上を図り、正確で効率的な測量や地理空間情報の活用に貢献できるよう、公共測量への技術的助言と測量成果の審査を行う。また、新技術等に関する説明会の開催及び指導・助言を行う。

【測量技術に関する情報提供】

地理空間情報の活用を担う人材育成を推進するため、地方公共団体等の職員や測量技術者等を対象とした説明会、講習会や情報交換等を実施する。

● 交流支援

【交流イベントの開催】

地理空間情報の活用推進のため、地理空間情報に関する様々な取組・技術・サービスなどを紹介し関係者が交流するイベントを開催し、優良な活用事例の発掘とその利用の拡大普及を図る。

【地理空間情報によるパートナーシップ】（再掲）

国連イニシアティブや国連専門家委員会、地方公共団体との連携や産学官連携を含む国内外のパートナーシップを通じて、防災など多分野での地理空間情報の利活用を推進する。